

○北海道後期高齢者医療広域連合職員服務規程

制 定 平成19年3月23日訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、広域連合の職員(以下単に「職員」という。)の服務に関し必要な事項を定めるものとする。

(服務の原則)

第2条 職員は、住民全体の奉仕者であることを自覚し、常に公共の利益のために、誠実公正かつ能率的な職務の遂行に専念しなければならない。

(身分証明書)

第3条 職員は、常に身分証明書(別記様式第1号)を所持しなければならない。

2 職員は、身分証明書を亡失し、又は損傷したときは、身分証明書再交付申請書(別記様式第2号)を所属長に提出し、その再交付を受けなければならない。

(出勤簿)

第4条 職員は、出勤したときは、直ちに、出勤簿(別記様式第3号)に自ら押印しなければならない。

(休暇等)

第5条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ休暇等処理簿(別記様式第4号)に記入して所属長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において請求することができる。

(1) 年次有給休暇、病気休暇又は特別休暇(これらに類するものを含む。)の請求をし、又は承認を求めようとする場合

(2) 職務に専念する義務の免除を受けようとする場合(広域連合長が定める場合を除く。)

(欠勤)

第6条 職員は、私事の都合等により欠勤しようとする場合は、休暇等処理簿によりあらかじめ所属長に届け出なければならない。

(出張の復命)

第7条 出張を命ぜられた職員は、帰着後速やかにその出張中取り扱った事務の結果を復命しなければならない。

(住所届)

第8条 新たに職員となった者はその住所を、住所を変更した職員はその旨を速やかに所属長に届け出なければならない。

(履歴事項等の届出)

第9条 職員は、氏名を変更したとき、又は学歴、免許等の資格を取得したときは、速やかにその旨を所属長に届け出なければならない。

(事務の引継ぎ)

第10条 職員は、転任、退職、退職等の場合には、担当事務を後任者又は上司の指示する者に引き継ぎ、その旨を上司に報告しなければならない。

(非常招集)

第11条 職員は、火災その他の非常災害の発生により招集があったときは、上司の命により、速やかに必要な措置を講じなければならない。

附 則

この訓令は、平成19年3月23日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

NO.

身 分 証 明 書

写 真

縦3センチメートル

横2.5センチメートル

氏 名

年 月 日生

上記の者は、北海道後期高齢者医療広域連合職員
であることを証明します。

年 月 日

北海道後期高齢者医療広域連合長 印

縦 6センチメートル

横 9センチメートル

身分証明書再交付申請書

年 月 日

所 属
氏 名

身分証明書を亡失（損傷）したので再交付してください。

亡失（損傷）の年月日	
亡 失 の 場 所	
亡失（損傷）の事情	

注1 損傷の場合にあつては、損傷した身分証明書を添付すること。

2 亡失（損傷）の事情は詳細に記入すること。

別記様式第3号（第4条関係）

年 度 出 勤 簿
月 分

氏 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16

(注 17日から31日までの分は裏面とし、この様式に準じて作成する。)

別記様式第4号 (第5条関係)

休暇等処理簿

決 裁 欄			年次有給休暇				病気休暇		特別休暇		印	
局長	次長	班長	休暇の期間		申 請	残日数等	休暇の期間 (日数)		休暇の期間 (日数)		種 類	整理印
			自 月 日 時 分 至 月 日 時 分	日 時間 分	日 時間	日 時間 分	自 月 日 至 月 日 ()	自 月 日 至 月 日 ()				
			自 月 日 時 分 至 月 日 時 分	日 時間 分	日 時間	日 時間 分	自 月 日 至 月 日 ()	自 月 日 至 月 日 ()				
			自 月 日 時 分 至 月 日 時 分	日 時間 分	日 時間	日 時間 分	自 月 日 至 月 日 ()	自 月 日 至 月 日 ()				
			自 月 日 時 分 至 月 日 時 分	日 時間 分	日 時間	日 時間 分	自 月 日 至 月 日 ()	自 月 日 至 月 日 ()				
			自 月 日 時 分 至 月 日 時 分	日 時間 分	日 時間	日 時間 分	自 月 日 至 月 日 ()	自 月 日 至 月 日 ()				